

仕様書

令和6年度 LGWAN 系システムノートパソコン調達(構築・展開・保守付)

第 2.3 版

1. 本仕様書について	1
2. 業務内容	1
2.1. 前提条件	1
2.2. 対象拠点	2
2.3. 業務期間	2
2.4. 運用開始日	2
2.5. 利用対象者	2
2.6. 作業スケジュール	2
2.7. プロジェクト管理	3
2.8. 試験	3
2.9. 完成図書	4
2.10. その他提出物	4
2.11. 設置・撤去・処分	5
2.12. 業務遂行時の留意点	6
3. 作業要件	7
4. 機器・ソフトウェア基本要件	9
4.1. ハードウェア機器の基本要件	9
4.2. ソフトウェアの基本要件	9
4.3. 調達機器	9
5. 端末仕様	10
5.1. ハードウェア仕様	10
5.2. ソフトウェア仕様	12
6. 教育・研修	12
7. 検収	13
8. 保守	13
9. その他	13

1. 本仕様書について

本仕様書は、泉南市の令和6年度 LGWAN 系システムノートパソコン調達(構築・展開・保守付)業務(以下、「本業務」という。)に求められる仕様を取りまとめ、業務における調達品、構築及び展開等に関する仕様を定義したものである。

2. 業務内容

本業務は、泉南市において職員が利用する LGWAN 系ネットワークの端末の老朽化に伴い、端末の更改(構築・展開・保守も含む)を行うものである。

本業務にて、LGWAN 系ネットワークの端末入れ替えや、保守上の職員稼働負荷低減を目標とする。

2.1. 前提条件

本業務の遂行にあたり、前提となる条件について以下に定める。

- (ア) 本業務における対象システム群は、三層分離方式における α モデルを想定した構成とすること
- (イ) LGWAN 系システムは、移動プロファイルやフォルダリダイレクトを利用している
- (ウ) 受注者は、電気設備における技術基準の何れの諸法規にも違反することなく、また国内基準規格に準拠した施行を実施すること
- (エ) 本業務の対象となるシステムについては適切に試験を行い動作確認すること

2.2. 対象拠点

本業務にてシステムの対象となる拠点を以下に示す。

- ・ 泉南市役所 本館
- ・ 泉南市役所 別館
- ・ 出先拠点(13 拠点)
 - ① なるにつこ認定こども園 泉南市信達市場 1946
 - ② 清掃課 阪南市尾崎町 532
 - ③ 埋蔵文化財センター 泉南市信達大苗代 374-4
 - ④ 市民交流センター 泉南市樽井 9-16-2
 - ⑤ 保健センター 泉南市信達市場 1584-1
 - ⑥ 給食センター 泉南市信達市場 1872
 - ⑦ 子ども総合支援センター 泉南市信達牧野 436-1
 - ⑧ 図書館・文化ホール 泉南市馬場 1-2-1
 - ⑨ 青少年センター 泉南市樽井 2-9-1
 - ⑩ 地域子育て支援センター(ひだまり) 泉南市樽井 1-8-47
 - ⑪ 樽井公民館 泉南市樽井 6-11-16
 - ⑫ あおぞら幼稚園 泉南市信達大苗代 36-6
 - ⑬ くすのき幼稚園 泉南市馬場 1 丁目 3-1

2.3. 業務期間

本業務は以下に定める期間内にて行うものとする。

本契約締結日(議会の議決後)～ 2025 年 3 月 31 日(月)

2.4. 運用開始日

運用開始日は以下に定める日付にて行うものとする。

2025 年 4 月 1 日(火)

2.5. 利用対象者

泉南市職員が LGWAN 系ネットワークにおいてシステム利用可能な環境を構築すること。

2.6. 作業スケジュール

想定される作業スケジュールを以下に示す。

2024 年 10 月～2024 年 11 月	現地調査・要件定義・設計
2024 年 12 月上旬	マスター作成、開発・構築
2024 年 12 月中旬～2025 年 2 月下旬	展開作業・試験
2025 年 2 月～3 月	既設機器処分

2025 年 4 月 1 日

運用開始(リリース)

スケジュールはゆとりを持たせたものとなっている。可能であれば、2025 年 2 月 28 日までに既設機器の廃棄処理を含む全工程を完了させ、2025 年 3 月 1 日を運用開始としたいが、泉南市と調整の上、スケジュールを策定すること。

2.7. プロジェクト管理

本システムの構築にあたっては、プロジェクト実施計画の策定およびプロジェクト管理に関するドキュメントを策定し、市の承認を得ること。管理については、進捗、課題、リスク、市とのコミュニケーションに配慮すること。

また、プロジェクトの責任者を含め、全体の役割を体制図として提出すること。

過去に同様の作業管理を実施したことのある者を選定し、プロジェクト全体を適切に管理可能な知識と経験を有する者が担当すること。責任者は、市からの問合せを受けた場合、速やかに回答すること。

2.8. 試験

試験は、試験計画を策定し、それに従った試験を実施の上、その結果を記録すること。基本的にはすべての試験項目が「合格」となり、結果から試験合格が判断できるよう報告書を作成し、泉南市の承認を得ること。

2.9. 完成図書

必要な完成図書を以下に定める。紙 1 部、電子媒体1部をそれぞれ提出すること。

- ① 要件定義書
- ② システム設計書
- ③ テスト計画書
- ④ 展開計画書
- ⑤ 設定値一覧表(IP アドレス、MAC アドレスを含めること)
- ⑥ インストールアプリ一覧、インストールプリンター一覧
- ⑦ 配置場所一覧表
- ⑧ 運用手順書(パソコンの新規構築・設定手順書含む)
- ⑨ 試験結果報告書
- ⑩ 各種ライセンス証書(原本あるいは写し)
- ⑪ 保守体制図
- ⑫ 各種保証書(原本あるいは写し)
- ⑬ 納品物品一覧表
- ⑭ データ消去証明書

2.10. その他提出物

必要な提出物を以下に定める。それぞれ提出すること。

- ① マスターイメージ(正・副)
- ② 展開用ツール(正・副)

2.11. 設置・撤去・処分

設置・撤去・処分の要件について以下に定める。

- (ア) 機器の搬入出前には泉南市と協議を行い、安全に搬入出を行うこと
 - (イ) 搬入する機器は泉南市が指定する場所に搬入すること
 - ・軒先渡しは禁止とする
 - (ウ) 搬入出時に車両を使用する場合、泉南市の定める場所に駐車すること
 - (エ) 搬入出の経路は泉南市の指定する経路を使用すること
 - (オ) 端末設置・ケーブリングの際は既設の機器に影響を与えないよう細心の注意を払うこと
 - (カ) 端末設置の際に現地設定作業・個別作業を行うこと
 - (キ) ワイヤロックを取り付けること
 - (ク) 機器の梱包資材については受注者が回収・処分を行うこと
 - (ケ) 現行機器の撤去を行うこと(150 台)
 - ・撤去とは、当該機器群を取り外し後、泉南市にて指定した場所に取りまとめること
 - (コ) 撤去後、処分を行うこと
 - ・ハードディスクは市役所敷地内の指示する場所で、物理破壊によるデータ消去を行い、適正な方法で処分すること
 - ・ハードディスクの消去作業を行うまでは、市役所敷地外に機器を持ち出さないこと
 - ・ハードディスクの消去証明書を提出(物理破壊の際の写真も含む)すること
 - ・管理シールを剥がすこと
 - ・適正に処分した内容の報告書(マニフェスト)を提出すること
- (元請け事業者の名前で発行することが好ましいが、処理業者の名前でも可とする。また報告書(マニフェスト)の押印の日付は業務期間内とすること。)

2.12. 業務遂行時の留意点

本業務の遂行にあたり、以下の点に留意すること。

- (ア) 泉南市と受注者が締結した要件定義を基に基本設計書を作成し、泉南市の承認を得ること
- (イ) 泉南市の要求あるいは受注者の判断により設計書の変更が発生した場合、変更管理を行い、変更内容について泉南市の承認を得ること
- (ウ) 業務遂行中に生じた課題については課題管理を行い、泉南市に状況を報告すること
- (エ) 業務遂行期間中は、月 1 回程度の定例会を実施すること
- (オ) 業務遂行にあたり作成されるすべての文書は、様式や記載方法について一定の標準化・統一化を図ること
- (カ) 現地作業の開始・終了時は泉南市の担当者に事前・事後の連絡を行うこと
- (キ) 入館の際は、事前に泉南市の担当者に連絡を行った上で入館すること
- (ク) 移行を行う必要のあるデータやアプリ及び環境設定については、移行計画を策定し、市の承認を得て行うこと(ユーザーによっては個別のアプリや設定を利用している者があるため)
- (ケ) 現地作業などの本業務遂行中に業務影響を伴う障害が発生した場合、業務遂行を中断し、必要に応じて切り戻しを行い、業務影響の排除あるいは低減を行うこと
- (コ) 上記の障害については必要な切り分け調査や原因の追究を行い、原因が本業務にある場合は速やかに恒久対策となる措置を取ること
- (サ) 現地での作業については、泉南市の担当者が指定する作業可能時間および作業スペースにて業務遂行すること
- (シ) 当市の業務上の都合(議会など)によって、スケジュールが変更されたり、展開期間が短く設定されたりする可能性がある。その場合も対応が可能なこと
- (ス) 現地での端末の展開作業については、平日の日勤帯(9:00~17:30)を想定している(但し、若干の時間外対応が必要となる可能性がある)

3. 作業要件

実施する作業の要件を以下に示す。

(ア) 要件定義

- ① 技術的要件(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク)の定義
- ② 設定要件(アプリケーションなどの設定関連)の定義

(イ) 設計および構築

- ① マスターイメージの作成
- ② マスターイメージのテスト、修正

(ウ) 展開計画

- ① 機器展開のスケジューリングを含む計画
- ② 展開テスト

(エ) 展開

- ① イメージの展開と機器の設置
- ② 個別設定の適用(150 台)
 - ・端末接続設定
 - ・IP アドレスの設定(IEEE802.1X 認証が利用できるように)
 - ・ドメイン参加
 - ・プリンター設定(型番の異なるプリンターや複合機が存在します)
 - ・事前インストールしたアプリ・ソフトの初期設定等
 - ・証明書インストール作業
 - ・ネットワーク設定作業(有線 IP アドレス設定、無線設定)
 - ・Office ライセンス認証
 - ・ユーザー個別のアプリ設定
 - ・ドメインユーザーでログイン後の個人設定
- ③ 事前に泉南市と合意したテスト計画に基づき、動作確認を行い、結果を取りまと

めて報告し、検査を受けること

(オ) 既設機器撤去(150 台。利用中のモニターは除く)

(カ) 既設機器の処分

ハードディスクは市役所敷地内の指示する場所で、物理破壊によるデータ消去を行い、
適正な方法で処分すること

(キ) 完成図書作成

4. 機器・ソフトウェア基本要件

調達予定の機器・ソフトウェア仕様について以下に示す。

4.1. ハードウェア機器の基本要件

ハードウェア機器の基本要件を以下に定める。

- (ア) 調達されるハードウェア機器は、公告日時点においてメーカーの製品カタログ等に記載されており、かつ製造が継続されていること、新品未使用の製品であること
- (イ) ハードウェア機器は、同一メーカー同一型番であること
- (ウ) 設置する端末にはテプラ貼付など、泉南市が指定する端末情報を外見から確認可能なようにすること
- (エ) 設置した端末にはセキュリティワイヤー等を取り付けることにより盗難対策を行うこと
- (オ) 本業務に必要な資材等については、原則として受注者で用意すること
- (カ) 配送・搬入等にかかる経費は受注者にて負担すること

4.2. ソフトウェアの基本要件

ソフトウェアの基本要件を以下に定める。

- (ア) 調達されるソフトウェアのユーザー登録・契約の名義は泉南市を登録すること
- (イ) 泉南市から提供されるソフトウェアを含めて端末のセットアップを実施すること
- (ウ) マスターイメージで設定ができないソフトウェアは個別の設定作業を行い、セットアップを完了すること

4.3. 調達機器

調達する機器およびソフトウェアを以下に定める調達された機器群は泉南市が指定した場所に設置を行うこと。

- | | |
|------------------------|-------|
| ① ノートパソコン | 150 台 |
| ② シリンダー錠型セキュリティワイヤー | 150 本 |
| ③ ポータブル HDD(マスターイメージ用) | 2 台 |

- | | |
|---------------------|-------|
| ④ USB メモリ(展開用ツール用) | 2 本 |
| ⑤ マスターイメージ作成・展開用ツール | 150 本 |
| ⑥ 再セットアップ用媒体 | 2 枚 |
- (工場出荷状態に戻すなどに利用)

5. 端末仕様

端末仕様について以下に示す。

国内において日本語による十分なサポートを受けられる製品であること。

5.1. ハードウェア仕様

項目	説明
端末種別	ノート PC
モニター	15.6 インチ(フル HD 以上)
CPU	Intel Core i3-1215U 以上
メモリ	8GB 以上
ディスクドライブ	SSD 256GB 以上
光学ドライブ	DVD-ROMドライブ搭載 ※ 書き込みができるドライブは不可
ネットワーク	・有線(RJ-45)/無線接続可能 ・IEEE802.1x 認証対応 ・IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 対応 ・1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 対応 ※ Wake on LAN 対応
Bluetooth	有

映像用ポート	・HDMI 出力端子×1 以上 ・D-SUB ポート(RGB 出力端子)×1 以上
USB ポート	・ USB Type-A×3 以上 ・ USB Type-C×1 以上
Web カメラ	内蔵
ヘッドホン／マイク端子	必要 ※兼用でも構わない
スピーカー	内蔵されていること
キーボード	JIS 配列キーボード(テンキー付き) ※アイソレーションタイプが望ましい
バッテリー	駆動時間は 6 時間以上とする ※メーカーが提供する仕様に記載されている駆動時間 ※バッテリーは着脱可能であること
周辺機器	マウス(光学式 USB)
PC 本体のカラーリング	黒系統
重量	2.5kg 以下 ※メーカーが提供する仕様に記載されている重量
セキュリティ用品	シリンダー錠セキュリティワイヤー(統一キー対応) バッファロー BSL05S01 に限定 ※ワイヤーの形状が調達予定の PC に対応すること

5.2. ソフトウェア仕様

パソコンの設定内容の詳細については、別途協議をし、取り決めるを行う。移行時に現地で設定等が必要になる可能性も考慮すること。

項目	説明
OS	Windows 11 Pro (64bit) ※日本語版
ネットワーク認証(泉南市より提供)	クライアント証明書 ※特定の SSID のみ接続できるように設定
ソフトウェア(泉南市より提供)	・ Microsoft Office (ISO か DVD メディアにて提供) ・ ウイルスバスター ・ SKYSEA Client View ・ 財務会計用アプリケーション(2 種) ・ LoGo チャット
その他ソフトウェア	・ Microsoft Access ランタイム 2016(32bit) ・ Google Chrome ・ Jw cad ・ Lhaplus ・ Adobe Acrobat Reader ・ IPFAX ・ Okoshiyasu ・ Winmail Opener ・ サクラエディタ ・ WinMerge ・ DVD 再生ソフト(本調達に含めること) 下記の Windows 標準アプリが、全てパソコンで使えるようにすること ・ Sticky note ・ フォト ・ Game Bar ・ 電卓 ・ 映画&テレビ

6. 教育・研修

パソコンの設定、保守、運用について、管理者向けの研修を行うこと。

7. 検収

検収は、納品された完成図書および提出物を泉南市にて確認し、承認を行うものとする。

8. 保守

保守要件について以下に定める。

- (ア) 調達する端末は、6 年間のオンサイト保守を提供すること
- (イ) データ初期化の必要がある場合、マスターイメージ・初期設定・個別設定の段階まで復旧を行うこと
- (ウ) 故障の受付時間は、月曜日から金曜日の 9:00～17:30 とすること
※国民の祝日に関する法律第2条及び第3条の定める祝休日、並びに年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く
- (エ) 故障発生時の対応フロー・連絡体制図を作成し、内容について泉南市の承認を得ること
- (オ) 保守においては窓口を統一すること
- (カ) トラブルがあった際は、統一の窓口で問合せを受けつけ、対応すること

9. その他

本仕様書に明示なき事項については、市と受注者で協議の上、決定するものとする。
また、泉南市セキュリティポリシーを順守すること。